

福岡市都市景観条例(昭和62年福岡市条例第28号)新旧対照表

旧	新	備考
<p>福岡市都市景観条例</p> <p>昭和62年3月9日 条例第28号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第9条)</p> <p>第2章 景観計画の策定等(第10条—第13条)</p> <p>第3章 景観法に基づく行為の届出等(第14条—第18条)</p> <p>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続(第19条・第20条)</p> <p>第5章 都市景観形成建築物等(第21条—第23条)</p> <p>第6章 景観づくり地域団体(第24条・第25条)</p> <p>第7章 表彰及び助成(第26条—第29条)</p> <p>第8章 福岡市都市景観審議会(第30条・第31条)</p> <p>第9章 雑則(第32条—第34条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p>	<p>福岡市都市景観条例</p> <p>昭和62年3月9日 条例第28号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第9条)</p> <p>第2章 景観計画の策定等(第10条—第13条)</p> <p>第3章 景観法に基づく行為の届出等(第14条—第18条)</p> <p>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続(第19条・第20条)</p> <p>第5章 都市景観形成建築物等(第21条—第23条)</p> <p>第6章 景観づくり地域団体(第24条・第25条)</p> <p>第7章 表彰及び助成(第26条—第29条)</p> <p>第8章 福岡市都市景観審議会(第30条・第31条)</p> <p>第9章 雑則(第32条—第34条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p>	

と認める地区を都市景観形成地区として指定することができる。

2～5 (略)

(空地の管理等に関する要請)

第13条 (略)

第3章 景観法に基づく行為の届出等

第14条～第18条 (略)

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続

第19条・第20条 (略)

第5章 都市景観形成建築物等

第21条～第23条 (略)

第6章 景観づくり地域団体

第24条・第25条 (略)

第7章 表彰及び助成

第26条～第29条 (略)

第8章 福岡市都市景観審議会

第30条・第31条 (略)

第9章 雑則

第32条～第34条 (略)

附 則

と認める地区を都市景観形成地区として指定することができる。

2～5 (略)

(空地の管理等に関する要請)

第13条 (略)

第3章 景観法に基づく行為の届出等

第14条～第18条 (略)

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続

第19条・第20条 (略)

第5章 都市景観形成建築物等

第21条～第23条 (略)

第6章 景観づくり地域団体

第24条・第25条 (略)

第7章 表彰及び助成

第26条～第29条 (略)

第8章 福岡市都市景観審議会

第30条・第31条 (略)

第9章 雑則

第32条～第34条 (略)

附 則

(略) 別表 (略)	(略) 別表 (略)	
---------------	---------------	--